

公 告

武雄河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（測量）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 2 4 日

国土交通省 九州地方整備局
武雄河川事務所長 寺尾 直樹

1 基本協定の概要等

（１）基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間において、発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、緊急的な応急対策業務等（測量）を実施することを想定し、予め実施者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的とする。

また、武雄河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

（２）基本協定期間

武雄河川事務所管内（六角川、牛津川、武雄川、松浦川、徳須恵川、厳木川、厳木ダム）

（３）基本協定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（４）本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して協定業者を選定する。

（５）基本協定締結後、災害等が発生し、緊急的に測量を実施する必要があると判断した場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 9 8 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること（会社更生法（平成 1 4 年

法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 令和元年度以降に武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内における国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

○業務：河川の測量の業務実績

- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
佐賀県内に本店(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。)を有していること。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。
5名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。
- (9) 令和元年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務(港湾空港関係を除く)の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局
〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745
国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課
担 当：地域防災調整官 (内線 304)
防災情報課長 (内線 281)
電 話：0954-23-7939 (直通)

F A X : 0954-23-6927 (直通)

(2) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ① 交 付 期 間：令和7年1月24日（金）から令和7年2月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 要領等入手：武雄河川事務所ホームページより入手すること。
- ③ 提 出 場 所：上記4.（1）に同じとする。
- ④ 提 出 方 法：持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）もしくは、下記の2名（※1）へ電子メールにより提出する（電子メールの場合は件名に「【災害協定】申請書及び技術資料等の提出」と記載すること）。

※1 武雄河川事務所 防災情報課 公募申請書受領担当者 あて
ishida-s8911@mlit.go.jp
qsr-takeo_boujyou01@mlit.go.jp

（注）電子メールで提出した場合は、送信後、上記4.（1）に記載の電話番号へ公募申請書受領担当者あてに電話で確認すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。